

平成 2 0 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月12日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 2時00分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 五十嵐 美 知 議員  
2. 谷田部 芳 征 議員  
3. 植 村 真 美 議員  
4. 太 田 常 美 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			いて 2. まちづくりについて 3. 学校教育について
4	7	太田 常美	1. 住宅環境について 2. 市立赤平総合病院の療養環境について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美 知 君  
2番 若 山 武 信 君  
3番 谷田部 芳 征 君  
4番 宍 戸 忠 君  
5番 林 喜代子 君  
6番 北 市 勲 君  
7番 太 田 常 美 君  
8番 植 村 真 美 君  
9番 獅 畑 輝 明 君  
10番 鎌 田 恒 彰 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君  
教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君  
監 査 委 員 小 椋 克 己 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	1	五十嵐美知	1. 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について 2. ゴミ減量化について 3. 子育て支援について 4. 居住対策について 5. 学校耐震化と防災機能の整備について
2	3	谷田部芳征	1. 財政健全化の推進にあたって 2. 教育行政について
3	8	植村 真美	1. 歳入確保の対策につ

選挙管理委員会  
委員長 壽崎光吉君  
農業委員会会長 野村繁君

---

副市長 浅水忠男君  
理事 三上和巳君  
総務課長 町田秀一君  
企画財政課長 伊藤寿雄君  
税務課長 吉村春義君  
市民生活課長 栗山滋之君  
社会福祉課長 伊藤嘉悦君  
介護健康推進課長 實吉俊介君  
産業課長 菊島美時君  
建設課長 熊谷敦君  
上下水道課長 横岡孝一君  
会計管理者 下村信磁君  
消防長 中村高庸君  
市立赤平総合病院  
事務長 斉藤幸英君

---

教育委員会 教育長 渡邊敏雄君  
" 教育課長 相原弘幸君

---

監査事務局長 保田隆二君

---

選挙管理委員会  
事務局長 町田秀一君

---

農業委員会  
事務局長 菊島美時君

---

○本会議事務従事者

議会事務局長 大橋一君  
" 総務議事  
担当主幹 野呂律子君  
" 総務議事  
係長 渡邊敏一君

(午前10時00分 開 議)

○議長(鎌田恒彰君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番宍戸忠君、6番北市勲君を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、2、ゴミ減量化について、3、子育て支援について、4、居住対策について、5、学校耐震化と防災機能の整備について、議席番号1番、五十嵐美知さん。

○1番(五十嵐美知君) [登壇] 通告に従いまして、一般質問を行います。

最初に、質問に入ります前に、5月上旬の大型の災害に対して、一言お見舞い申し上げたいと思います。さきのミャンマー大型サイクロン、中国四川省の大地震が発生し、被災地では今なお救護、復旧作業が続いております。中国の温家宝首相は、建国以来と表現しております。特に学校倒壊では、多くの児童生徒が生き埋めになり、死亡した教員、生徒が全犠牲者の1割を超える被害という本当に心の痛む

大きな災害であり、亡くなられた方々、多くの被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さて、ここであえて申し上げたいことに、当市職員の少数精鋭で公務に頑張っている皆さんに対し、一言述べさせていただいてから質問に入りたいと思います。当市は、財政健全化を目指し、思い切った内部改革で、本年4月1日現在、病院も含め、全体の職員数は309人ですが、その中で本庁舎内職員は113人まで減らしております。若返った多くの職員ですが、現在本当に身も軽く、何事においても一生懸命さがうかがえて、頼もしく感じるのは私だけではないと思っておりますので、これからも高尾市長を先頭に、お金がなくとも知恵を出し合い、頑張ってくださいたいと願っておりますので、今後におきましても大事なこと、大変なこと多々あるかと思いますが、市民の皆様のためによろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。件名の1、長寿医療制度、いわゆる後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。本年4月よりスタートいたしました新制度導入の背景には、高齢化が急速に進む我が国では75歳以上の高齢者の医療費が増大し続け、国民健康保険が破綻しかねない自治体も出てきている現状を踏まえ、健康保険が使えなくなるような残酷な社会をつくらないため、増大する医療費をすべての世代で分かち合う仕組みが長寿医療制度ではないかと思えます。しかし、その反面、敬老精神に反する、まずは廃止などの議論もありますが、新制度の前身の老人保健制度は、国のベースで約10兆円の医療給付費については半分は税金で、残りを企業の健保組合などの拠出金で賄っておりましたが、財政的には現役世代も高齢者も自分の保険料のうち幾ら老人保健医療費に回っているのかわからなかったのではないかと思います。また、医療費がふえても拠出金で賄うので、保険者でありました自治体には全般的に医療費を抑える意識も働きにくかったのではないかと思います。そこで、①の当市の医療費の現状に

ついてでございますが、当市の医療費も全国的には多いと言われておりますので、これまでの医療費の推移をまずは伺いたいと思います。

さらに、今回の新制度では広域連合ということで、保険者が北海道広域連合となりました。医療給付費等総額を国、道、市の税金5割と現役世代の仕送りとして4割、残り1割を75歳以上の方々でご負担をお願いしたいということでございます。当市の平成20年度当初予算では、長寿医療制度に回る分として支援金は1億6,804万円が計上されました。制度廃止ありきでの議論もある中で、平成20年度は75歳以上が支払う保険料総額は国のベースで約1兆1,000億円と言われており、この新制度を廃止すれば数千億円を現役世代が負担しなければならないと言われており、しかも肩がわり額は高齢化に伴って年々膨らむものと思います。そこで、②の当市の国民健康保険会計への影響として、保険者であります当市にとって新制度が円滑に導入されることによって当市の国保会計への今後の影響について、万が一にも廃止になった場合、今後の国保会計への影響について、あわせてお伺いいたします。

次、③、長寿医療制度よろず相談窓口の設置でございますが、みんなで支え合う医療制度として当市は条例で定められておりますように後期高齢者医療に関する事務を扱うことになりましたことから、新制度導入に当たり、これまでも政府や行政への説明不足もあり、現場であります市町村では一部さまざまな混乱もマスコミ報道で取り上げられたとおりでございます。また、その中で収入ゼロでも無理やり保険料の徴収などと言っている政党もありますが、私は低所得者の方々には減免制度により優遇措置があると聞いております。事務を取り扱う当市として、保険者の北海道広域連合よりこの点についてどのように示されておられるのか伺っておきたいと思えます。

これまでの制度では、どの市町村に住んでいるのかで保険料負担に大きな格差があり、著しく不公平がありました。今後は、道内で同じ所得なら、原則

として同じ保険料という公平な仕組みになります。さらに、扶養されている方々につきましては、これまでは保険料の負担がなく、初めて保険料を負担していただくこととなりますが、本年4月から9月までの半年間は保険料はゼロ、10月から来年3月までの半年間は10分の1の負担、今現在の推計ですけれども、そのように示されております。全国平均では、月額350円で済むように特例措置が設けられております。また、生活にお困りで保険料の払えない事情のある方については、個別に減免制度もあるようでございます。新制度導入に当たり、これまでもさまざまな相談については電話や役所に来られた市民の方々もおられたと伺っており、多くの人は納得され、帰られたようですが、その一方では広報あかびらには制度の説明はされていても新制度について窓口への相談の周知もされていないなどのご意見もございましたので、新制度にかかわることを何でもお気軽にお問い合わせくださいなどのお知らせも必要と思えます。さらに、新制度導入に当たり、長寿医療制度よろず相談窓口として明記したものを設置することについて、あわせてお考えをお伺いいたします。

件名2、ごみ減量化について、①のごみ減量化大作戦の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。本年3月より広報あかびらで取り上げられている話題といたしまして、ごみ減量化大作戦がございました。こうした大作戦の背景には、焼却処分しているエコバレーの処理料金値上げにより、これまで1トン1万5,960円から本年4月1日より1トン当たり1万9,950円、さらに平成22年4月からは2万5,200円に上がり、この焼却処分単価の値上がりなどで当市の負担も本年4月から400万円の増加、平成22年4月からは1,200万円に増加すると見込まれております。そこで、当市担当者の皆さんはエコバレーの値上げを即ごみ料金への値上げとしないで、ごみ減量をすることで中空知衛生組合などの負担金を抑えようとの発想になったと伺い、市民本位の考えに当市職員の仕事のやる気を感じたわけでございます。さらに、地球温暖化を考えますとき、ごみ減らしは

大変意義のあることと思います。また、NPO法人市民活動支援センターでは、庶民の底力でごみ減量化大作戦に市民としても何かお手伝いはできないかと、現在さまざまな議論を通し、取り組まれておられるようですが、当市行政として3月から始まりましたごみ減量化大作戦の現状をまずは初めに伺っておきたいと思います。

さらに、もう少し踏み込んで、各地域に出向いて、当市のごみ排出量の状況などを説明することも必要なのではないかと思います。この点についても伺っておきたいと思います。

また、広報にもありますようにリサイクリーンのごみランキングでは、家庭ごみの燃やせるごみでは1位が滝川市で2位が赤平市、生ごみと粗大ごみでは1位でございます。不燃ごみと資源ごみでは3位でございます。そこで、今後の取り組みとして、ごみを減らすことは地球温暖化に寄与すると同時に、ごみ袋料金の現状維持につながるわけですので、市民の皆さんにとっても家計負担を抑えることにつながります。今後各地域に出向き、説明会などの実施の考えや、市内企業で働いている方々のために休み時間の出前講座など、また子供たちへの周知についても学校との連携を図るなどして、あらゆる年代層を意識してのより一層の啓発の取り組みを進めなければ、効果の上がる結果に結びつかないのではないかと思います。お考えについて伺いたいと思います。

次に、②の市民負担と市財政への影響について伺いたいと思います。本年の当初予算にはじん荼処理費として2億380万7,000円が計上されておりますが、エコバレーの値上げ分として当市は400万円見込まれる中でごみ袋料金を現状のまま据え置かれておりますが、このことにより市民負担と行政負担の割合がどのようになるのか、まずは最初に伺いたいと思います。

さらに、当市の家庭ごみ排出量は年間約3,029トンで、市民1人当たり1日586グラムとなっております。また、ごみに関する経費は約1億9,200万円となり、ごみ100グラムに対する処理経費が約4.6円

となるようでございます。そして、市民が1人1日に出すごみを100グラム減らすことにより年間2,000万円の経費を節約できるとされておりますが、このごみ減量化が計画どおり進まなければ、市民負担と市財政に対する影響についてどのようになるのか伺いたいと思いますし、さらに粗大ごみ排出量の1位について行政として分析されておられるのかどうか、処理の負担金やリサイクルについてもあわせて伺いたいと思います。

また、燃やせないごみについて1カ月に2回水曜日に回収されておりますが、1回の量がどのぐらいになっているのでしょうか。時には収集車に余り量のない中で稼働している状況もありますが、月1回の回収になった場合、経費の削減につながると思います。そこで、収集車1日の稼働経費が幾らになるのか、また燃やせないごみの2回から1回に減らすことによる削減効果が市財政への負担軽減にもつながると思いますが、その影響について伺いたいと思います。

③のクールアース・デー、地球温暖化防止の日の取り組みの考えについて伺いたいと思います。前段で申し上げましたようにごみの減量化は、経済効果や地球温暖化防止に向けた運動にも連動するものと思います。市民総ぐるみでごみ減量化を目指す上からも洞爺湖サミットの7月7日をクールアース・デー、つまり地球温暖化防止の日として、省エネ運動となるライトダウンキャンペーンの日としての推進や、さらに毎月7日を環境に優しい生活ができるよう、例えばCO<sub>2</sub>削減のためにできるだけ歩くことに心がける歩く日にするとか、またごみを出さない生活を心がける日にするなど市民一人一人ができることから、ごみ減らしは地球温暖化防止としての意識啓発の上からも、当市としてこのクールアース・デーに取り組むことについてお考えをお伺いいたします。

件名の3、子育て支援について、④の幼保一元化の今後の考えについて伺いたいと思います。平成18年6月議会の本会議で質問させていただいた経過もあり、端的にお伺いいたします。現在幼稚園は教育施

設、保育所は児童福祉施設と縦割り行政になっておりますことから、このときの質問に、幼保一元化は子供の側からの視点や生まれた子供たちへの支援を考え、大変重要なテーマであるということを訴えさせていただきました。政府も少子化対策の子育て支援として認定こども園の推進などを図り、親の就労状況は問わない、またゼロ歳から5歳児が対象で、預かり保育は8時間、さらには地域の子育て支援も実施ということで、当市は現在赤平幼稚園と2つの保育所と、実施事業も預かり保育、延長保育、ゼロ歳児保育から一時保育など、さらには子育て支援センターと、さまざまな事業に取り組みまれている状況にはありますが、子供の側から見れば、幼稚園や保育園などに分けられることは大人側の発想であって、子供たちは決して望んでいるとは思えないのでございます。

そこで、今後の子育て支援は子供の側からの視点、また子育てを支えようとの観点からも幼保一元化を目指し、当市のすべての子供たちにとって、よりよい環境を少しでも早く実施されるよう望むものであります。平成18年6月のお答えでは、幼保一元化については一定の認識は示していただきましたが、今後の国が示す指針や道の条例を慎重に見守りながら当市として対応を考えてまいりたいとございましたので、子育て支援の充実を図る上からも認定こども園の機能を持ち合わせた幼保一元化の早期実現に向けた取り組みについてと、さきのお答えのその後の進捗状況と、あわせてお伺いいたします。

件名4の居住対策について、①、雇用促進住宅募集停止に伴う相談窓口設置の考え方についてお伺いいたします。雇用促進住宅は、雇用保険法第64条で規定されております雇用福祉事業として整備され、就職に伴い、その住宅を移転する者のために設置されました勤労者向けの住宅でございます。運営は独立行政法人雇用・能力開発機構で、管理は財団法人雇用振興協会に委託されておりますが、平成19年の同法律の改正により法第64条が廃止され、独立行政法人整理合理化計画で雇用促進住宅の譲渡、廃止を

平成33年度までに完了すると示され、報道もされました。そこで、調べましたところ本年3月末で全国1,530カ所廃止、全道では平成20年度までに62カ所156棟が入居停止となります。報道では、奈井江町は平成21年11月までに退去と示されましたが、当市は4棟160戸あり、現在大町宿舎に入居されているのは33戸、百戸宿舎34戸の合計67戸でございます。管理者の協会では、当市の4棟についても入居募集の停止と、年内には入居者に対し、退去説明がされると伺っております。入居されている方々の不安、あるいは住宅探しなどや、当市に住み続けたい、また住み続けていただきたいなどの思いから、役所内に相談窓口の設置などして、早急に対策を立てる必要があるのではないかと思います。この点の考えについてお伺いいたします。

②の町なか居住対策とその取り組みについてと、③の居住対策委員会等の設置の考え方について、関連がありますので、一括してお伺いいたします。前段で申し上げましたように大町の雇用促進住宅がなくなりましたら、いよいよ町なかに集合住宅がなくなってしまう。病院や駅、バスターミナルが近く、本来住んで一番便利な地域のはずですが、公営住宅もない状況の中で、町なかににぎわいを創出するにも大変厳しい地域となってしまいます。雇用促進住宅の管理者であります協会のお話では、それぞれの市町に買い取りのお願いをしているとのことですが、この点の対応についてどのように考えておられるのか伺っておきたいと思っております。

さらに、今後当市のまちづくりを考えますときに、町なか居住ができるように公営住宅がよいのか、あるいは民間などの協力関係をいただいて進める方法もあるかと思っておりますが、いずれにしても町なか居住の推進に取り組むことは当市にとって急務であると思っております。行政としてこの点どのように今後考えておられるのか伺いたいと思っております。

また、当市は空知発展基金により新産業分野で雇用の創出もされつつある中で近隣のまちからの雇用もあり、できれば赤平に住みたいと願っている方々

もいらっしゃると伺っております。若い方々の居住も含め、今後当市の居住対策として行政に委員会などを設置し、早急に取り組む必要があるのではないかと思います。考え方を伺いたします。

次、件名5の学校耐震化と防災機能の整備について、①の学校耐震診断の状況についてと、②の学校耐震化の取り組みについて、関連いたしますので、一括してお伺いたします。5月12日、冒頭で申し上げました中国四川省大地震で学校の倒壊が相次ぎ、多くの子供たち、先生が犠牲となってしまいました。連日の報道に、当市でこのような大規模な災害が発生したら、学校施設は大丈夫なのだろうかと思ってしまうのは私だけではないと思います。現在当市には、学校教育施設として赤平幼稚園と小学校5校、中学校2校でございますが、その中で昭和56年以降建てられました赤平幼稚園、平岸小学校、赤平中学校につきましては、新しい基準で建てられていると伺っております。そのほかの学校施設の耐震化につきましても、まずは診断がなされないと進められないと思います。そこで、耐震診断について現状をまずは伺いたいと思います。

さらに、学校耐震化の取り組みにつきましても、これまで公立小中学校の校舎に耐震補強の工事を行う場合、国が2分の1の補助をすることになっておりましたが、現在全国で約13万棟の公立小中学校の校舎のうち5万棟以上が耐震性が不十分とされております。当市におきましても財政難の中では容易には進められないのではないかと思います。今回の中国四川省の事態を受け、国としても学校耐震化の補助率の2分の1から3分の2に引き上げも検討される方向と報道もされております。地方自治体への支援拡充により耐震化工事の促進を図る考えと思われませんが、当市としてこの点今後どのように取り組まれていかれるのかお考えをお伺いたします。

③、学校施設避難所指定校の防災機能整備についてお伺いたします。公立小学校施設は、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たす使命があ

るわけでございます。学校施設の防災機能の整備状況を見ますと、防災倉庫また備蓄倉庫等の設置状況や自家発電整備、また屋内運動場のトイレの設置で屋外からもトイレ使用ができるようになっているのか、また水を確保するための浄水設備などの整備状況などでございますが、これらの防災機能整備状況は、現状と避難場所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合されていないのではないのでしょうか。

そこで、財源であります。補助金の関係です。担当のほうでは既にご存じかと思いますが、国としても地域防災施設の整備に関する支援制度として、文部科学省の補助金のほか、公立学校施設の防災機能の整備財源として、内閣府や国土交通省にも財政支援の予算があるようでございます。その中で国土交通省では、耐震改修事業あるいはまちづくり交付金に地域防災施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送設備や発電設備など、さらには下水道地震対策緊急整備事業として管渠の耐震化事業、マンホールトイレシステムなどと支援制度があるようでございます。こうした支援制度を積極的に活用し、学校施設が子供たちや、あるいは住民の皆さんに安心と安全な収容、避難場所として十分機能ができるよう、防災機能の整備について、さきに申し上げました国の支援制度などを活用し、努めていくことについて、備えあれば憂いなしでございます。お考えをお伺いたします。

以上で1回目終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱1、長寿医療制度について、①、赤平市の医療の現状について、②、赤平市の国民健康保険会計への影響について、③、よろず相談窓口の設置について答弁させていただきます。

長寿医療制度につきましては、制度の内容やその仕組みなどを含めまして、国会やマスコミ、そして国民の皆さんの間でいろいろな議論が交わされている状況にあります。厚労省の今後の高齢者医療費の推移では、まだしばらくの間医療費の増額が続くと

の見解であります。このことを考えますと、今後も医療費の増加が続いていく過程の中、その増額分の財源をだれが、どのように負担をしていくのかが一番重要な政策課題ではないかと感じておりますし、各医療保険者や関係団体においても注目している点であります。

最初に、①の赤平市の医療の現状についてですが、ここ数年の状況を報告いたしますと、高齢者分を除いた一般分の医療費は、平成15年度1人当たりの医療費が約42万8,000円でありましたが、平成18年度では約42万7,000円とほぼ横ばい状態にあります。しかしながら、全道180市町村の中では第1位であり、当市の高医療化を示す結果になります。一方、高齢者の医療費であります老人医療費に関しましては、平成15年度の1人当たりの医療費が約111万2,000円であり、平成18年度では約108万9,000円と若干下向きの傾向にはありますが、やはり老人医療費につきましても全道順位第9位であり、高い医療費は続いている状況にあります。

次に、②の赤平市の国民健康保険会計に及ぼす影響についてであります。今回の長寿医療制度の実施に伴い、大きく変わる点は、基本的に75歳以上の加入者が広域連合の運営する医療保険に移行すること、65歳から74歳までの退職医療加入者が前期高齢者と言われる一般国保へ移行することの2点であります。このことから75歳以上の納税者が移行することによる国保税収納率の増減、あるいは退職医療加入者が一般国保になることにより医療費の増額と、各医療保険者から支出されます交付金収入など金額が大きい項目が未確定要素が多いことから、現段階での影響額の予測は難しい状況にあります。また、万が一この制度が廃止され、もとの老人保健制度に戻ると仮定した場合は、20年度の後期高齢者支援金約1億6,800万円ですが、これが老人保健医療費拠出金として19年度予算ベースに近い2億6,000万円程度の支出金になるものと予測しております。

最後に、③のよろず相談窓口の設置についてであります。長寿医療制度に関する受け付け事務等は

市町村が行っております。この制度の仕組みや内容は複雑で難しいこともありまして、担当者一同なるべくわかりやすく、この制度の内容を正確に市民の皆さんに伝えたいとの思いで日々努力をしているところですが、今述べましたとおり制度の内容や仕組みが複雑であることから、広報でのお知らせや電話、窓口での説明でもまだまだ十分に理解されていない方も少なくはないと認識しております。さらに、国会議員の発言等を中心に現在も新聞、テレビなどでは制度の内容改正に関するニュースも多々出ていることを踏まえ、市民の皆さんも多少の混乱があるのではないかと考えられます。今後は、広報あかびらの「医療保険です」のコーナーにおきまして、常時相談窓口を行っていることの周知を図ると同時に、市民の皆さんには正確な情報提供をし、そしてこの制度を理解できるよう親切な対応に努めてまいります。

最後に、低所得者の保険料に関する優遇措置についてであります。基本的に保険料は収入には関係なく、全加入者に納付義務が生じます。しかしながら、保険者であります広域連合では減免に関する規定を設けていますので、その要件に該当する方々につきましてもさらなる保険料の軽減を受けられることもあり得ますし、最も深刻な納税者の場合には保険料ゼロのケースもあると思われまので、先ほどの相談窓口の強化と同様にPRに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

続きまして、大綱2、ごみ減量化について、①、ごみ減量化大作戦の現状と今後の取り組みについて、②、市民負担と市財政への影響について、③、クールアース・デーの取り組みの考え方について答弁させていただきます。

市では、本年3月より広報あかびらの紙面を活用いたしまして、ごみ減量化大作戦に取り組んでいるところですが、本年5月分のごみの量を昨年同月と比較いたしますと、若干ではありますが、減少しており、まずまずのスタートを切ることができたと思っております。また、この取り組みにご賛同いただ



きまして、NPO法人市民活動支援センターや赤平消費者協会などを初め、一部の団体でごみ減量化に向けた活動が実施されており、大変心強く感じているところでもあります。今後もこのような活動がさらに広がるようにと、5月には町内会長会議の中で出前講座のPRをさせていただきましたが、これからも各地域や企業及び学校などでの出前講座、説明会等を開催し、市民の皆さんの意識高揚を図ることで効果を上げていきたいと考えております。

次に、②、市民負担と市財政への影響について答弁させていただきます。ごみの有料化が始まりました平成15年度は市民負担の割合が約26%でありましたが、平成19年度では約22%となっております。概算ではありますが、平成20年度は燃やせるごみの処分費用の改定分を含めると、住民負担は22%以下になるものと試算しております。市では、有料化実施に当たり、基本方針といたしまして、市民の皆さんの負担割合を4分の1、そして行政の負担割合を4分の3と定め、事業を進めてまいりましたが、現在は行政負担率が若干上回っている状態です。このことからごみ処理手数料、いわゆるごみ袋の価格改定も視野に入れておりましたが、その前に行政と市民の皆さんと一緒に努力することにより、価格の据え置きあるいは値上げの時期をおくらすなど負担を軽減できるよう、この取り組みに挑戦していくものであります。この計画が予定どおり進まない場合ですが、市の負担は大きく膨らんでいきますので、住民負担増を求めていくことは避けられないと考えております。ごみ処理料金によります平成20年度から平成24年度までの5年間の最大負担額は約3,800万円と試算しております。

また、ごみの排出量のランキングに関しまして、粗大ごみの排出量が第1位という要因についてですが、現段階では分析をするまでには至っておりませんが、移動が多い公営住宅等を多数抱えていることも要因の一つではないかと思っております。

それから、経費削減についてのご提言もありましたが、燃やせないごみの日を月2回から1回にいた

しますと、委託料から算定いたしますと、概算ではありますが、月に約19万円の削減につながります。このことは一例ではありますが、まだまだ工夫を凝らすことでごみの減量化は可能と考えておりますので、今後ともごみの減量と経費の節減に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、クールアース・デーの取り組みの考え方について答弁させていただきます。ご承知のとおり市役所庁舎内におきましても地球温暖化防止あるいはエネルギーの節約等を考え、クールビズやノー残業デーの促進、さらには出張時の相乗りや昼休みの電気の消灯など、さまざまな取り組みを行っております。一方、サミット開催の初日には、地球温暖化防止の日と同日にガイアナイトが開催されます。市におきましても、市民の皆さんが環境問題への関心を深めていただくよい機会と考え、広報あかびらやホームページで周知いたします。

最後に、市としてクールアース・デーの取り組みの考え方についてであります。環境問題や地球温暖化問題を改めて考える機会をつくることは大変意義の大きいことと思われまますので、市役所内部で取り組めること、あるいは市民の皆さんが取り組めることを検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（伊藤嘉悦君） 大綱3、子育て支援について、①の幼保一元化の取り組みと今後の考えについてお答えさせていただきます。

平成18年10月から施行されております就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、つまり認定こども園に関する法律でございますが、この法律は我が国における急速な少子化並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子供の教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校入学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推

進するための措置を講じ、もって地域において子供が健やかに育成される環境の整備に資することを目的とされているところであります。認定こども園は、保育所の子供も幼稚園の子供も保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるように教育と保育を一体的に行おうとするものであります。

認定こども園の形態につきましては、幼稚園と保育所が連携して一体的な運営を行う幼保連携型、幼稚園に保育所的な機能を備える幼稚園型、保育所に幼稚園的機能を備える保育所型、無認可の幼稚園、保育所同士でつくる地方裁量型の4つの類型に分けられております。幼保連携型につきましては、幼稚園と保育所の建物及びその附属設備が同一の敷地内または隣接敷地内にあることが必要とされておりますし、保育所の分園による幼稚園との連携、幼保連携型につきましては、保育所の分園は本園との一体的運営を前提とするものであり、分園のみを独立させて幼稚園と組み合わせて、幼保連携型認定こども園とすることはできないこととされているところであります。

認定こども園の認定件数を見ますと、平成20年4月現在で全国で229カ所、道内で16カ所の認定こども園が認定となっております。道内で見ますと、公立が6カ所、民間が10カ所で、幼稚園型が5カ所、幼保連携型、保育所型がともに4カ所、地方裁量型が3カ所となっており、これは全道の認可保育所数833カ所、認可幼稚園数569カ所の1.1%にしかすぎず、認定こども園への移行がなかなか進んでいないことをあらわしているものと思われまます。窓口は一本化されたとはいえ、保育所については児童福祉法、幼稚園については学校教育法がそれぞれ適用となることから、制度として統一性に欠けることが認定こども園への移行が進まない理由かと思われまます。

当市におきましても幼稚園、保育所ともに現在の施設ではこれ以上の児童数の増加並びに施設の整備は難しい状況でありますことから、当面は認定こ

も園の設置は難しいものと判断しております。しかしながら、子供の側からの視点や子育ての観点から幼保一元化の必要性については認識いたしているところであり、施設の有効利用や民間の活用などあらゆる方向性を探りながら認定こども園の設置、幼保一元化の可能性を検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱4、居住対策についてお答えさせていただきます。

まず、①、雇用促進住宅募集停止に伴う相談窓口設置の考え方についてでございますが、雇用促進住宅につきましては独立行政法人雇用・能力開発機構が運営しております。平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により、現入居者がいることを踏まえた早期廃止とされており、地方公共団体等への譲渡の方針となっております。当市には、昭和54年建設の赤平宿舍と昭和61年建設の大町宿舍の計4棟160戸が建設されておりますが、平成17年度に両宿舍の購入等に係る意向調査がありましたが、当市としては市営住宅の管理戸数が3,000戸と多く、適正な管理戸数を目指し、建替事業や用途廃止により1,100戸ほど削減に努めなければならない状況にあること、また財政状況からも難しいとの回答をしております。近隣町において譲渡協議が数年行われた結果、住宅廃止に伴う立ち退きに関する住民説明会が開催されておりますが、当市においては現在雇用・能力開発機構より具体的な廃止等に向けての提示はなく、詳細な協議はなされていない状況でございます。

入居されている方への対応としましては、市内の公的住宅への入居を希望される方については公営住宅の入居基準等についてのご相談をお受けしたり、また民間賃貸や宅地を求められる方についても市ホームページ等でご紹介をしております住宅情報等によりご説明をさせていただきますが、現在廃止に関して具体的な協議はなされておらず、詳細な情報がない中での入居されている方々への相談等の案内対

応は慎重に行わなければならないものと考えておりますが、今後も多くの方が市内で住み続けていただけることを第一と考え、対応を検討してまいります。

次に、②、町なか居住対策とその取り組みについてでございますが、雇用促進住宅のうち大町宿舎については市街地に建設されており、病院、駅等に近接しているため町なか交流的な性格を持った集合住宅であり、今後進む少子高齢化に対応するためには、コンパクトなまちづくりである市街地に人を集約し、利便性の向上を図る上では重要な住宅であると考えております。今後雇用・能力開発機構からの具体的な譲渡等に関する協議により条件等が明確になれば、現在の市の公営住宅政策や財政状況などを見きわめながら、今後の大町宿舎のあり方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、③、居住対策委員会等の設置の考え方についてでございますが、住宅政策の総合的な計画である平成17年3月に策定いたしました赤平市住宅マスタープランや赤平市公営住宅ストック総合活用計画につきましては、当時の助役、部長、課長職による策定委員会、主幹、係長職による作業部会などを設置して、約10カ月に及ぶ協議を重ね、検討してきた経緯がございます。財政健全化計画により公営住宅建替事業が一部先延ばしとなっている状況にはございますが、赤平市公営住宅ストック総合活用計画を早期に実現することが優先的課題であると考えておりますので、現段階において新たな委員会等を設置する状況にはないものと考えております。しかし、本年度は新たに赤平市長期総合計画を策定する年でもありますので、市民参加を得た中で若者を含めた居住対策については議論の対象になることが予想されるため、こうした状況を見きわめながら必要に応じて公営、個人、民間を含めた居住対策のあり方を検討する機関の設置について検討してまいりたいと存じます。

以上、ご理解いただきたく、お願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱5、学校の耐震化

と防災機能の整備について、①、学校耐震診断の状況について、②、学校耐震化の取り組みについて、関連しますので、一括してお答えいたします。

このたびの中国四川大地震で学校の倒壊が相次ぎ、多くの子供たちが犠牲になったことは、学校施設を預かる者として大変憂慮する出来事でありまして、議員が抱いた思いは我々とも共通するものでございます。現在市教委では、学校施設として1幼稚園、5小学校、2中学校を管理しておりますけれども、昭和55年以前に建築の校舎が耐震診断の必要がある施設とされております。診断が必要な学校は、赤平幼稚園、平岸小学校、赤平中学校を除く4小学校、1中学校の5校となっております。市教委では阪神・淡路大震災以後日本各地での地震被害から、学校施設の耐震化の必要性は十分認識しておりますけれども、赤平市を取り巻く厳しい財政状況から、耐震工事以前の耐震診断もいまだ実施に至ってございません。耐震化が必要となる5校について耐震診断にかかる費用についてはおおむね2,200万円ほどと見積もられておりますから、実施には大変厳しい状況であります。

しかしながら、このたびの中国四川大地震での学校施設の倒壊報道により、国の耐震化の補助金が2分の1から3分の2に引き上げられるのではないかとという情報がありまして、地震防災対策特別措置法のことだと思いますけれども、これは衆議院、そしてきのう参議院も通過したということを受けておりまして、今後はその法を受けて補助金や交付金等の改正作業、また地方交付税措置の拡大も検討されていることと思いますけれども、学校施設は市の災害時の避難場所にも指定されていることから、財政難といえども、この法改正に伴って、前向きに検討していかなければならないと考えております。いずれにしても、学校は子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であり、その安全性の確保は極めて重要です。今後市長部局と十分協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 中村消防長。

○消防長（中村高庸君） ③、学校施設避難所指定校の防災機能につきまして、お答えをさせていただきます。

地震や集中豪雨により大規模な災害が発生し、また発生のおそれのある場合などにこれらの災害から多くの地域住民の皆様を防護するためには、危険地域からの避難を余儀なくされるため、市内各地域に多数の被災者を収容することができます建物16カ所を収容避難所に指定し、緊急時には住民の皆様を収容することとしておりまして、このうち小中学校につきましては7カ所を収容避難所に行っているところでありまして、小中学校の収容避難所につきましては、学校としての目的、用途に応じた設備は有しておりますが、当初より収容避難所としての使用を想定した建物とはなっていないこともあり、避難施設としての対応した、すべての防災設備を有しているものではありませんが、本市におきましては多数の被災者を収容し得る数少ない建物でありますことから避難施設に指定しているところでありまして、このことから収容避難所における防災設備の整備につきましては、万一の災害に対応できるよう整備を図ることは重要であると考えております。今後本市の財政状況を見きわめながら、防災施設、設備に係る補助事業等を勘案し、整備に努めるよう検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） [登壇] ただいまそれぞれお答えいただき、おおむね理解はいたしましたので、再質問ではございませんが、長寿医療制度、これにつきましては地方議会に携わる者としての思いや、またそれぞれの項目に対して今後の取り組みの参考にしていただきたいことを少し述べさせていただきますので、よろしく申し上げます。

長寿医療制度でございますが、日本の現状は世界に類例のないぐらいの速さで高齢社会に突き進み、長寿国日本となっている状況の中、医療費は当然ついて回るわけでございます。お答えにもありましたように医療費の増加が続く中で、その財源をだれが、どのように負担をしていくのかが本当に重要なテーマであると思います。介護保険導入、2000年4月のときもそうでありましたように今回の長寿医療制度も導入に当たり、国民の大きな関心事として日本列島を駆けめぐっております。国会においてもさまざまな議論の中で、高齢者の多くの皆さんが慢性的な病気を抱えながらも、入院、通院を繰り返しながら地域の中で一生懸命生きておられる姿を通し、感じますことは、不安をあおる論法だけで何の改善策も示さない言動は余りにも無責任と言わざるを得ないのでございます。今後この制度につきましても低所得者、住民税非課税の方々の保険料のさらなる軽減措置なども盛り込みながら運用されるようにと国も取り組まれておりますので、国民に安定した持続可能な保険制度、医療の提供をしていただけるよう見守っていきたいと思っております。

ごみ減量化についてですけれども、今後の取り組みに期待をしまいたいと思っておりますが、1つここで紹介したい事例として、2004年ノーベル平和賞受賞者でケニア共和国環境副大臣のワンガリ・マタサイさんが日本で見つけた言葉に、もったいないがでございます。このように「もったいない」の本をマータサイさんは書いてくれております。この言葉を世界の共通語にしようと思っております。このもったいないは、現代日本人が忘れていた精神ではないかと思っております。この本で紹介されている中で、実はアロハシャツのルーツ、私知らなかったのですが、80年以上前にハワイに渡った日本人移民が着物をリサイクルしたものだそうでございます。日本の先人たちの生きる知恵、また本当にこのことに感動し、再認識させられました。また、現在は1つの例として割りばしの使用量についても取り上げられており、日本人が1年間に使い捨てる割りばしの

量は何と約250億ぜん、その木材の量は120平方メートルの家1万7,000戸分に相当するとこの本で紹介されております。何とものったいないことでしょうか。

本当に当市に現在資源を大切に用いた割りばしの回収やマイはし運動、私もこれに目覚めまして、マイはしをバッグの中に入れて、ラーメンばし持って歩いております。また、そういったことを進めるグループ、さらにごみ減らしにとマイバッグ運動推進の団体などが活動されており、本当に息の長い運動として敬意を表したいと思っております。粗大ごみももったいないの精神で見直すことにより、結構お宝であったり……見る人が見ればですよ。また、直して再使用できたりするものもあると思っております。また、だれかにお下がり用としてもらってほしいなどは、もらう側がけちとは違う日本人の再使用の慣習ではないかと思っております。いま一度このもったいないの精神がよみがえるように当市行政としてさらに各団体、グループの皆さんと連携し、市民一人一人がもったいないの意識でごみ減らしに取り組まれるようさらなる推進に工夫をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次、居住対策ですが、答弁にもありましたように理解はいたしますものの、大町の雇用促進住宅の大町宿舎は車いす対応の住宅もあり、現在障害者の方々も入居されておりますので、今後運営者あるいは管理者などの協議を重ねていかれるものと思っておりますけれども、この点も十分配慮して臨んでいただきたいと思います。

また、こういった雇用促進の宿舎に関しては、これからは譲渡とか、買い取りとかの条件などはさまざまあると思っておりますけれども、答弁にもありましたように赤平宿舎のあるという百戸町は54年に建設されていると、また大町宿舎は61年の建設とされているということですので、一つの考え方とすれば百戸のほうにある赤平宿舎が大町宿舎に移動することによって十分入るだけの器はあると思っておりますし、また今後買い取りの条件なども協議の中の話題となると思っておりますけれども、仮にその条件が整うような状況

だとすれば、そういう方向に向かっていくとすれば、仮に市有財産になりましたら、若い方々、新婚さん、あるいは所得の高い方々なども入居可能な緩和措置として公営住宅法の縛りのない分だけできるのではないかと思います。この点も協議内容を見きわめながら取り組んでいく必要があると思っておりますので、申し上げておきたいと思っております。

以上申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序2、1、財政健全化の推進にあたって、2、教育行政について、議席番号3番、谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問を始めます。

大綱1、財政健全化の推進について、①、原油高騰による影響についてお伺いをいたします。去る5月13日、道路特定財源を今後10年間維持する改正道路整備財源特例法が成立をいたしました。地方自治体にとりまして従来どおり交付されることとなりましたが、反面4月にリッター当たり130円のガソリンがガソリン税の復活により一気に30円上がり、6月からさらに170円台に高騰し、あわせて諸物価もそれぞれ値上がりをしております。都会より車の依存度が高い地方に生活する者にとって負担は大きく、さらに冬場の灯油代を考えると、ますます家計に重くのしかかってくるのであります。当市に置きかえたとき影響はどのぐらいあるのか懸念されます。当面高騰が続き、業界筋によりますと、ガソリンで200円台まで上がるだろうと言われております。長期化することが予想されるとき、財政への影響は大きいと考えられます。19年度決算見込みでは、以前約1億円の繰り越しが発生すると聞いておりましたが、その後さらに剰余金がふえ、指数も変わると伺っております。最終的に幾らぐらいの決算内容になったかお伺いし、健全化に向け、スタートしたばかりの20年度予算執行に、原油高騰によって与える影響についてお伺いをいたします。

次に、②、職員の意識と各課相互の協力体制についてお伺いをいたします。私は、過去の質問で市職

員の住民とのコミュニティ活動を提案した経緯がありますが、近年まちづくり活動や各種イベント等への参画する職員がふえてきたことは大変喜ばしいことであります。ピーク時に比較し、職員数も半減し、1人当たりの仕事量もハードになっていることでありますが、市民とのかかわりを持つことは健全化を進める本市にとって市民に期待と存在感をあらわし、市民と行政との潤滑油の役割を果たすものであり、職員の持っている能力や行動力を十分に発揮され、さらに後に続く職員がふえていくことを望むものであります。関西学院大の小西教授も先日本市に来られたとき、職員皆さんの元気な顔を見て安心したと話されたように、期待するものも大きいと思います。さらに、各課それぞれ限られた職員数でありますので、お互い協力し合う場面もこれから多いと思われれます。これまで縦割り行政の中でなかなか各課相互の協力体制がうまくいかなかったと聞いており、横の連携を強化され、業務に支障ないよう取り組まれることを望みます。職員の意識と各課相互の協力体制についてお伺いをいたします。

③、市民ボランティアと市民サポート事業の拡充についてお伺いいたします。まちづくりを進めるには、市民とともに歩むことが基本であります。健全化を進め、当初の連結赤字比率39.22%とぎりぎりの状況をクリアするためスタートしましたが、より市民の協力が大切であります。今赤平を応援しよう、支援しようという芽が出ております。NPO法人による市立病院のボランティアを初め、ごみの減量運動や、JCを中心とした火まつり存続をテーマとした映画づくりが進められ、従来から継続されているサルビア6万本植花運動や、火まつりや各種のイベント参加など、まさに市民みずから汗を流し、まちづくりを推進する応援の力であります。かつて炭住街があったときの隣組の助け合いや農村における協働作業は今なお生きております。

これは特別な事例として住吉町でのお話ですが、傾斜の強い住吉墓地道路をお年寄りも車に乗って墓参りができるよう当初市へ改修工事を要望したわけ

でありますけれども、着工直前になって空知産炭地基金の一括返済により工事が中止となりました。そこで、何とか自力でできないかということになり、有志の方々が関係者に寄附を募り、業者に依頼をして、今月初めですけれども、駐車場を備えた立派な道路を完成させました。有志の代表の方も赤平市の状況を理解して皆さん快く協力して、完成することができたと喜んでおられました。

5月の町内会長会議で市より独居老人に対する市民による見守りサポーター事業の提案がされましたが、このようなサポート事業も必要に応じて拡充されることも必要でないかと思えます。夕張市もボランティアの活躍で市民の意識が高まっており、当市も我がまちを支援しようとムードが芽生えてきたことであります。行政もボランティアセンターと連携を持ちながら、市民にお願いすることもよいのではないかと考えます。市民ボランティア、市民サポート事業の拡充についてお伺いをいたします。

次、大綱の2、教育行政について、①、学校に対する親の考え方についてお伺いをいたします。学校に無理難題を持ち込む親をモンスターペアレントといい、近年モンスター親が増加しているとのアンケート記事を読みました。昨日、11日付のプレス空知にも同様の記事が載っておりましたが、その調査によりますと、原因として親の我が子中心主義、自己中心型、何にでもクレームをつけるなどさまざまであり、具体的には担任をかえろとか、学芸会の主役を我が子にさせろとか、学校の呼び出しを無視する、学校に借金をせがむ、親の都合で学年行事の日程変更を迫る、献立が気に入らないので給食費を払わないなどなど多様であります。背景に考えられるのは、若いときにバブル期を経験し、消費者至上主義、すなわち消費者が神様扱いされたことや、少年少女時代に校内暴力やいじめによって学校への不信感があるとのことであります。意外にも北海道は、他県よりも特殊な例が多いと記されておりました。市内の学校教師からも以前に比べ、非常識な親が多くなったと聞いております。一般社会において非常識な大

人はいるわけであります。当市の場合、程度の差こそあれ、ないとは言いきれないと思います。ただ、深刻な問題はないだろうと思いますが、実態はどうかお伺いをいたします。

述べた内容は現実にごどこかで起きておりますだけに、大事の前の小事、問題が起きた場合、子供が介在するだけに早い解決がされなければなりません。学校選択制や外部評価、教員評価制度によって、親の評価を気にして対応ができなくなる場合もあるとのことですが、問題解決できないよりも、学校側が事を表面化させないため親の要求をのむことがあった場合のほうが問題であります。学校で解決できるもの、できないもの、それぞれあると思います。教育委員会として、対処方法としてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

次に、②、給食費の値上げについてお伺いをいたします。毎日のように世界の穀物高騰の報道がされており、自給率39%の日本に与える影響は大きく、これは原因として、1つ目として地球温暖化による異常気象、2つ目、穀物のバイオ燃料向け、3つ目、途上国の人口増加と所得向上による需要増などであり、さらに原油高騰が加わり、国内産及び輸入農産物を原料とした食品値上げで学校給食にも食材の高騰は避けられなく、道の3月における調査で、ただいまの現在数字は変わっているかもしれませんが、この3月の時点で27市町村で20年度から値上げを決め、30の市町村で検討しているとのことであります。当市の学校給食費は、予算委員会等で今年度は値上げしないで運営していく方針とのことでしたが、食料事情が大きく変わっていく状況で、果たしてやっていけるのか、自助努力も限界でないのか心配されますので、お伺いをいたします。なお、農水省では米消費拡大を目指し、米飯給食回数をふやした純増分の6割を政府備蓄米から無償交付する支援策を実施しておりますが、当市の場合この制度を利用されているのかお伺いをいたします。

③、教育施設の耐震構造について、前者の方からも質問がありましたので、重複する部分もあろうか

と思いますが、お伺いしたいと思います。公共施設の耐震構造については、以前議会においても論議されておりますが、中国四川大地震にかんがみ、改めて質問するところであります。5月に発生しました中国四川省を中心とする大地震は、同時期に発生したミャンマーにおけるサイクロン被害を大きく上回る大災害となりました。多くの市民が瓦れきの下敷きとなり、けさの報道にもありましたように8万6,000人を超える死者、行方不明者が発生したわけですが、中でも9,000人を超える子供たちが一瞬のうちに瓦れきの下に埋もれてしまうという悲惨な事故は、一人の命の重さに隔たりはないとはいいながら、幼い子供たちのことだけに、特に心の痛むところでもあります。日本からも医療面やテントなどを中心とした物資で救援に当たっておりますが、被災者に対し、ご冥福を祈るとともに、早い復旧を願うところでございます。

このことから各種建造物の中でも、とりわけ学校施設の耐震構造が設計をも含めて、手抜き工事の疑いがあるとして注目されたわけであります。日本においても最近耐震偽装事件が相次ぎ、世の中を騒がせましたが、当市においてはそのようなことはないとしても、時代とともに老朽化による耐震性への疑問や、また当時の耐震基準と現在の耐震基準とが合わない建造物が多くなってきていることも事実であります。建築後30年を超えている公共の建造物としては、文化会館や、スポーツセンター、公民館、図書館、赤平高校、市立病院の入院病棟、愛真ホーム、住友、福栄地区の旧4階建てのアパート群などがあり、また当時一年一校舎で建築した小中学校の中にも古くなってきた校舎もあると思われまいます。この本庁舎でさえも昭和55年の竣工でありますから、もう少しで30年を迎えようとしているわけであります。このたびの中国四川大地震の教訓を生かすため日本国内でも耐震強化対策が立てられ、現在の耐震強化補助率2分の1が新しく3分の2に改定することが衆参両院で可決されました。具体的な内容はまだ公表されておりませんが、各自治体10%程度の

負担で耐震構造への改修、補強ができることになろうかと思えます。耐震構造は、現在の基準に合わない建物、大地震等で心配される建物などあると思われれますが、特に教育施設に関する建物の耐震構造、耐用年数に対して、新しい法改正も踏まえての考え方と、対策、対応について改めてお伺いをしたいと思います。

以上で1回目終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱1、財政健全化の推進に当たって、①、原油高騰による影響についてお答えさせていただきます。

まず最初に、平成19年度の決算見込額のご質問がございましたが、本年3月に策定いたしました赤平市財政健全化計画改訂版の中では、市全体の不良債務等の総額を37億4,206万円と見込んでおりましたが、その後特別交付税の増額や除雪費の削減その他不用額のほか老人保健等の特別会計の剰余金などによりまして33億1,585万円まで減少し、その差4億2,621万円の改善が見込まれます。この改善見込額を単純に現行の健全化計画に当てはめると、問題となっております連結実質赤字比率は平成19年度で77.6%から68.76%に、平成20年度が39.22%から30.23%までに回復する状況でございます。しかし、地方交付税や医療費等の動向による不確定要素も多分にあり、そして何といたしましても市立病院の経営改善といった大きな問題もありますことから、決して予断を許すこともなく、今後も引き続き緊張感を持って予算の執行に努めてまいらなければならないと考えております。

次に、原油高騰による影響額についてでございますが、平成20年度の当初予算は本年1月現在の石油製品契約単価により編成しており、これを現在の契約単価に置きかえ、試算いたしますと、特別会計及び企業会計を含む市全体の影響額といたしましては2,334万2,000円、18.19%の増加となっております。こうした影響は、公用車のガソリンや公共施設暖房費などの内部経費のほかに、低所得者層に対す

る福祉灯油にも関係する問題となってまいりますので、今後も価格の引き上げが予想される中、さらなる節減に努めることは当然のことながら、原油価格高騰に伴う対策及び取り組みに関する経費につきましては特別交付税で要望し、福祉灯油を実施する場合には道の地域政策補助金の要望を行い、なおかつ不足する財源につきましては先ほど申し上げました平成19年度からの繰越金を中心とした財源対策を講じ、対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、②、職員の意識と各課相互の協力体制についてお答えさせていただきます。昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立して以来、当市の財政状況は全国ワーストツー、第2の夕張と連日のように報道され、市民の皆様には大変なご心配をおかけいたしました。その後市民を初め、議会や職員のご協力、そして国、道からのご支援によって、赤平市財政健全化計画改訂版の策定に至ったわけであり。本年3月に開催いたしました住民説明会の中でも、本計画の実効性に大きな期待を寄せると同時に、財政再生団体だけは絶対に回避してほしいとの思いを我々職員に託しつつも、職員の給与を一日も早く戻してあげてほしいとの非常に温かいご意見も各会場でいただいたところであります。こうした市民の思いを全職員がしっかりと受けとめ、赤平再生に向け、努力させていただいている状況で、また市民に対してこれ以上のご不安を与えることがないように、明るさや元気を持って前向きに仕事に取り組んでいるところでございます。

財政健全化に向けた職場間の連携でございますが、ご承知のとおり平成10年度以降市職員は専門職を除き、退職不補充を継続しておりまして、この10年間で職員数は約半減している状況でございます。このため既に部長制の廃止や各課統合による行政機構の見直しのほか、平成19年3月にはパソコンを活用した庁内行政ネットワークシステムの中に各課の枠を超え、簡易な作業を協力し合う職員協力、作業参加登録システムを構築するなど、職員相互間での協力



体制強化に努めているところであります。また、今回の財政健全化に向けた取り組みといたしましても、現在も行財政改革推進本部を継続しており、さらに特に課題となります市立病院の経営改善に向けましては、4月1日付で市役所の機構の中に病院健全化対策室を設置したほか、5月1日付で病院健全化対策調整会議を設置するなど、病院問題を最重要課題として市全体での連携、取り組みを強化しているところであります。今後におきましては、各職場間はもちろん市役所や病院にかかわらず全職員が共通課題を認識し、知恵や発想を最大限生かせるようより一層情報共有に努めてまいらなければならないと考えております。

次に、③、市民ボランティアと市民サポート事業の拡充についてお答えさせていただきます。平成18年度からスタートいたしましたあかびらスクラムプランにつきましては市民、団体、企業、行政のそれぞれの役割や機能を明示した中で、いかに知恵を出し合い、連携を図りながら、協働のまちづくりを進めていくか、その施策について位置づけたものであります。本プランを機に現在では大変多くの市民団体が設立し、まちづくり活動を実践していただいております。5月25日の基線、さくらロードの植樹の際も約100名の市民の皆様にご参加をいただくなど、団体あるいは一市民としてみずからのまちはみずからつくるといった意欲と姿勢を強く実感するところであります。本年3月に、財政再生団体入りを回避するための赤平市財政健全化計画改訂版が完成いたしました。これまで3度にわたるプランづくりが行われ、市民も職員も大変痛みを伴う改革となったわけではありますが、そんな中、みんなが力を合わせ、難局を乗り切ろうと、希望を持って前向きに頑張りを見せている。底力を発揮しようと、懸命に努力しております。現在新たに市立病院の運営協力や市からの補助金なしでの火まつり開催など、自発性を持った積極的な市民活動が行われようとしております。行政といたしましても、しっかりと連携を図りながらサポートしていくことが重要であると考えている

ところであります。また、こうした厳しい時期であるからこそ職員も一市民としてみずから地域に足を運び、地域の方の声や考え方を肌で感じ、また職員から地域に逆に協力を呼びかけるといったことも必要ではないかと考えております。本年度は、財政的に正念場の1年となってまいります。市民参加やみずからやれることには個々に違いがあっても当然だろうと思いますが、全市民が赤平再生に向かうという思いを一つにして、まちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱2、教育行政について、①、学校に対する親の考え方についてお答え申し上げます。学校に対して議員が指摘されているような無理難題を押しつけてくるような顕著な事例は、本市についてはございません。しかし、学校の中での生活を通して生じるトラブル、それがいじめであったり、友達関係であったり、あるいは担任の生活や学習に係る指導方針などについて保護者から学校への指摘があることは事実でございます。学校としては、指摘された事例については関係者から事情を十分に聞いて、以降の対処の方法等を含めてその都度丁寧に対応し、理解を求めているところであります。教育委員会としましては、事情が判明すれば、校長を通じて適切な指導をしておりますけれども、場合によっては直接対応することも考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

次に、②、給食費の値上げについてお答え申し上げます。昨年から全道の各市町村で給食費の値上げ報道が相次いでおりまして、また地球規模の異常気象や穀物価格の高騰、発展途上の経済発展による需要増、さらに追い打ちをかけるような原油価格の高騰など、食料を取り巻く環境は議員ご指摘のとおり大変厳しい状況となっております。そこで、昨今の情勢の厳しさから給食費の値上げをご心配いただきましたけれども、本市においては若干の繰越金が

あることと、加えて安価な食材を利用して献立を工夫するなどして運営していけるものと考えております。もちろん安価な食材の確保につきましても安易に安い食材を確保するというのではなく、発注の際には産地と生産工場の明記をすること、食材の成分分析をすることなど万全を期しているところでございます。また、安心、安全な食材の確保と提供という食育の重要性から見ましてもできる限り道内、国内の食材を求めることと、地産地消の観点からも地元の食材の確保に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

政府備蓄米の無償交付制度についてでございますが、本市は使用してございません。この制度につきましては、前年度に比べて米飯給食をふやすことが条件となっております。現在は既に米飯は週3回、パン2回となっておりますことから、子供たちの嗜好の関係もありまして、米飯の割合をふやすかどうかについて今後学校関係者等との話し合いの場におきまして検討し、制度を使用するかどうかについて判断をしていきたいと考えておるところであり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、③、教育施設の耐震構造についてお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり市では築30年を超える公共施設が多数ありますけれども、学校施設に限りますと、昭和56年に新耐震基準が施行され、それ以前に設計、建設された建物については耐震診断を実施することとされており、これらの建物についてはまず診断の上耐震化の取り組みを検討することとなっております。そのため一年一校舎建設時代の学校は、ほとんどが昭和55年以前に設計した建築物で、その基準を満たしている施設とはみなされていないことになっており、赤平幼稚園、平岸小学校、赤平中学校のみが基準を満たしていることとなっております。

いずれにしても、学校は未来を担う子供たちが一日の大半を過ごす大切な場所です。赤平市の財政状況は大変厳しいものでありますが、中国四川大

地震の被害状況などから国の公共施設の耐震化に係る補助率の引き上げ、議員先ほど申しましたとおり改正案が可決されておりますけれども、今後は交付金、補助金の要綱の改正とか、何をもって公共工事に対する地方交付税措置の拡大というのが重要なテーマになっております。これは自治体の実質負担を現行の3割から1割にするというものでありますが、それについてはまだこれから検討することになっておりますので、その状況をよく見きわめて、市長部局と十分協議の上、前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君）〔登壇〕それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

心配されました健全化計画の推進もただいまの答弁から、19年度見込みでは特別交付税の増額、各不用額、経費節減等によりまして約4億2,000万の改善が見られるとのことであり、非常にうれしい内容でございます。これも歳入を低く抑え、歳出削減に努力された結果であり、初年度としては当初の赤字比率39.22%と首の皮一枚でつながった状態でのスタートでありましただけに、指数で約9ポイント下がることとなる予定ですが、今後の財政運営に一層の弾みがつくものと考えております。しかし、市立病院を初め、さらなる原油高騰や、伴う諸物価の値上げ等市民生活への影響による対策を講じていく上で予断は許さないとと思いますが、今後とも緊張感を持って予算執行に当たっていただきたいのでございます。

学校に対する親の考え方でありまして、本市において深刻な問題はないとのことでありまして。しかし、どこかで現実に起こっている社会問題でもあります。子供が介在するだけに時には柔軟に、時には毅然として対処しなければなりませんし、教師は親と接する場面が多くて、教師の社会性あるいは力量、資質というものを求められておりますし、ま

た問われてもおります。教育長にもちよっと伺いたいと思いますが、教育長には長年学校現場で教師として、また管理者としてさまざまな場面で対応されたことでありましょうし、あの荒れた赤平中学校の再建に当たりましても教師、父母の先頭に立ち、苦勞され、汗を流された経験をお持ちでございますので、何かお考えがあれば伺ってみたいと思います。

2回目終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 財政健全化については、要望でよろしいですか。

○3番（谷田部芳征君） はい。

○議長（鎌田恒彰君） 教育長の答弁ですね。

○3番（谷田部芳征君） はい、教育長に。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 議員ご指摘のような学校や学級に対して保護者から無理難題を押しつけてくるようなことは、私の現役の時代にはありませんでしたし、今教職生活の中では考えられないような、そういう現象が起こっているというふうに思います。学校というのはおおむね子供たちの、全く子供たち同士の世界でありまして、教科の学習はもちろんのこと、さまざまな行事あるいは教育活動を通して切磋琢磨し、成長していくものであると。その過程で、これは友達同士のぶつかり合いだとか、あるいはさまざまな葛藤の中で悩んだり、あるいは苦しんだりしながら、しかし基本的には楽しい学校をつくっていくと、みんなで協力しながら社会性を徐々につけていくところだというふうに思います。

今言われる学校に対するさまざまな要求を突きつける親の存在というふうなことです。考えてみますと、やっぱり大きく言えば社会環境の変化、つまり何といたっても子供たちの数が少なくなっている、小家族化といいますか、さらに加えて核家族化というような中で人間関係がうまくつくれないという親がふえてきているのかなというふうにも思いますし、それが形としては例えば過保護というふうな形に走っていったり、また逆にいわゆる干渉を繰り返す過干渉というふうな中で、要するに自分の子供しか見

えないというふうな親がふえているのかなというふうにも思います。したがって、自分の、我が子の行動のみから、行動の一挙手一投足から、結果的にはその批判というか、子供の行動を通じた批判が、それが学校に対する批判であったり、あるいは教師に対する批判というふうなことが原因として、背景として考えられるのかなというふうにも思います。

一方また、そうした親の要求というのをしっかりと受けとめられない、ある意味では今の、一部ですけれども、教師の姿というふうなものもあろうかなというふうにも考えられます。そこには、結果的には親との間に確たる信頼関係が築いていけないということで、そういったところにまた大きな問題があるのかなというふうにも思います。こうした事態に対して学校教師は、子供はある意味では学校での生活がすべてですから、その子供の学校での生活には全責任を持つのだという教師が毅然とした態度で、自信を持ってやはり教育活動を展開することではないか。そういった教師の姿が子供を通して親の目に映ったときに、それで親との確たる信頼関係がつけられていくし、またそういう行動を通していけば、繰り返ししていけば、親がいい意味で学校の支援者になってくれるというふうに発展していくものというふうにも考えるところであります。私の経験からいいますと、そういったことしか言えませんけれども、ご理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鎌田恒彰君） 谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君） 「登壇」 ありがとうございました。

終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、歳入確保の対策について、2、まちづくりについて、3、学校教育について、議席

番号8番、植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、まず大綱1の歳入確保の対策についてですが、国の地方行財政改革において地方交付税制度の抜本的な改革と税源移譲がなされている中で、さらに歳出削減、市町村合併、地方の税収努力などが問題とされています。また、当市においても人口規模の縮減とともに、歳入の約半分を占めている地方交付税も減少しています。これからも国に頼り切る財政運営のあり方でいいのでしょうか。今こそ地方行政は、それぞれの地域に合った財政運営のあり方を見直すことを期待されているときにあります。財政再建をしながら歳出を削減することも重要ですが、同時に財源を生み出す自主経営のあり方を見出していくことも必要であると考えます。しかし、取り組んだといたしましても、すぐに結果が出るものではなく、新たな想像力、イノベーションといったかかわる者の意識改革、開発事業をする上での経験値、プロセスが重要になってくることではないでしょうか。まず、経営向上に対する人材教育、市民と行政の意思統一を図っていくことが必要であり、自主経営の見直しもしていくことが大切だと考えておりますが、最初にこの点の当市のお考えを伺っておきたいと思っております。

さらに、赤平の資源を活用した上での①、財源を生み出す仕組みづくりについてお伺いさせていただきます。まず、アの祭りと観光資源の見直しについてですが、ことしで37回を迎えるあかびら火まつりですが、市からの補助金カットで開催が危ぶまれておりましたが、市内団体からの支援により例年同様に開催することができるようになったと聞いております。ことしは何とか資金が集まったからいいものの、来年以降もこのような資金が集まってくるのでしょうか。赤平からこの祭りがなくなってしまうことは、私にとっては考えられないことであります。これからも長くこの祭りを継続させていくためには、

自主的に資金工面をすることが必要になってきます。また、それも一時的なものでは継続はしません。例えば火まつりに関連するグッズを開発し、商工会議所を通じて市内、市外のあらゆる商店に販売コーナーを設けるなど、祭りそのものを観光資源としてとらえる発想を展開するのはどうでしょうか。そのようにいつでも、どこからでも、火まつりに関心のある方からも協力されながら、火まつりの運営ができる仕組みをつくってみてはどうでしょうか。火まつり実行委員長として、今後の火まつりのあり方をあわせて、市長はどのようにお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

また、当市ホームページ内に設定されています観光のページですが、公共施設の紹介だけでは赤平に対して足を運ぶ気持ちにはならないのではないのでしょうか。観光協会や商工会議所と連携し、民間企業、商店の紹介、各施設の仕様や備品に関する情報なども盛り込み、さらに赤平に人を呼び込む工夫があってもいいと思いますが、この点につきましてもあわせてご見解をお伺いしたいと思います。

次に、イの赤平土産の開発プロジェクトの設置についてですが、観光客にとってご当地土産というものは必要不可欠なものです。現時点でも市内のお菓子屋さんでは赤平にちなんだ商店もございしますが、さらに多くの赤平のよさ、元気を発信するために、市内の異業種ネットワークを生かした赤平土産の開発プロジェクトを設置し、市全体でオリジナルの土産づくりをしてはどうでしょうか。隣まちの芦別市では、地元の特産品のおいしさを発信しようと、地元で収穫された野菜の詰め合わせセットなどの販売を実施、また留萌支庁では地元タコ漁のPRのためタコ箱のオーナー募集を行い、新鮮な魚類のおいしさと楽しさをそのオーナーに届ける取り組みなど、それぞれの地域で特徴のある特産品のPR、お土産の開発が北海道の中でも多く見受けられるようになっていきます。また、道産食品の味、安全性は非常に評判もよく、首都圏や関西在住の消費者の方には非常に高く売れる傾向にあると伺います。そして、最

近では中国の観光客や物流取引で売り上げを伸ばしている商品もあると聞いています。しかし、簡単にできる商品、愛され続ける商品というのはまれな話で、いかに継続してそのような商品開発に取り組む体制を整え、時代の変化に追随し、当市のみずからの発想力、行動力、販売力をどこまで身につけることができるのかで、赤平の今後の財政力にも十分影響されてくることだと考えておりますが、当市としましてのお考えをお伺いいたしたく思います。

次に、ウの物づくりのまちとしての定着についてですが、赤平には北海道、日本を代表する商品をつくり出している工場が幾つかあります。しかし、そのことが赤平市民の中でもどれだけ知られているでしょうか。販売市場が身近でない分、意外に知られておりません。共和から平岸において農家も含め、物づくりに関する企業、技術者が多くいます。ここで赤平自慢と称してホームページや赤平広報に連載し、市内の方たちに赤平の魅力を再確認していただく機会をつくり、市民、市全体が赤平の広告塔として誇り高い行動につながっていくような仕組みづくりをつくり出してはどうでしょうか。

また、赤平の企業で技術を磨き、赤平において起業を目指す者に対しては事務所や工場などで使用する土地は格安で提供するなどといった優遇措置や、技術者が集う塾を設けるなどの赤平独特のマイスター制度の導入をするということで、さらにまちと企業の連携を図り、物づくりのまち、志の高い人材が集まるまち赤平として信頼を築き、市内企業全体の収益向上と市税の確保につなげることが大切だと考えておりますが、当市におきましてのこのような働きかけをすることをどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

それでは、次、大綱2、まちづくりについて、①、若者が住みやすい環境づくりについて、アの若者に対する住環境の整備についてですが、赤平の企業に就職をし、市内に住居を見つける場合、物件が少な過ぎる、情報も少ない、市営住宅はあいているけれどもふろがない、民間アパートは高過ぎるので滝川

市内のアパートを借りて住むことにしましたという若者、また企業訪問の際には、市内に住ませたかったけれども、給与形態に合わず、芦別に住まわせてしまったと残念がっている経営者の方に出会いました。どうしてそういった貴重な若者が定住できる環境が当市には備わっていないのでしょうか。当市においても人口減少に歯どめがかからない状態であり、一人でも多くの定住者を求めていかななくてはなりません。

また、最近の時代背景としましては、ガソリンの値上げにより北海道の場合には特に通勤エリアも縮小することと推察されます。たとえ就職したい会社があったとしても、住める環境の条件によっては、人は離れていってしまいます。国の法律のもとに入居条件がある公共住宅ですが、他市町村の取り組みの中には、2階建ての公共住宅の住居状況において、1階は高齢者、2階は若者の入居を条件とし、少子高齢化時代の中で高齢者と若者の共存を図ること、また若者の定住の場をつくることを工夫されているところもございます。当市もさらなる条例や配慮のもとで単身者、新婚さんたちに提供できる住環境の見直しと、民間不動産とのさらなる連携を強化した情報の発信などを積極的に行っていただきたいと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

また、市内の企業と連携を図り、共同出資で建設されるアパートの場合は土地代を無償で提供するなどの配慮があってもいいと考えておりますが、この点もあわせまして、どのようなお考えをお持ちでありますか、お伺いいたしたいと思っております。

それでは、次、大綱3、学校教育について、①、学力の向上についてのア、家庭学習の強化推進についてですが、昨年の全国学力調査において47都道府県の中で北海道の順位は国語、算数ともに40台という結果でした。当市において中学校になっても九九の計算ができない子供がいると聞いております。また、担当の先生によって宿題の量にも差があるようで、学力に対する関心の差もクラス、また学校によ

って生じていることと思います。学力とは家庭、学校、地域など子供を取り巻くさまざまな環境の中で影響していると思いますが、小中学校の基礎的な知識や競争心をはぐくむためにも家庭学習の強化を市全体で推進し、まずは赤平市内の小中学校で学力に対する意識の高揚を図るとともに、勉強することの習慣を身につけることが大切だと感じております。そこで、赤平輝け期待の星家庭学習週間といったような期間を設けて、家族、地域とともに子供の学力について考える、また大人も子供も一緒に本を読むなど家族のコミュニケーションをさらに強化していくといったような取り組みはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたしたく思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱1、歳入確保の対策について、①の財源を生み出す仕組みづくりについて、ア、祭りと観光資源の見直しについてお答えいたします。ことしのあかびら火まつりにつきましては財源措置が最大の課題でございましたが、議員が言われますとおりことしに入り、市内各団体から財政的支援をいただいたことでございます。このことは、さきで開催いたしました火まつり検討委員会にご説明したところでありますが、大変ありがたく思っている。同時に、当市といたしましても赤平市が誇る最大の祭りとして位置づけしております。これからも、現在では第37回あかびら火まつりの成功に向けて、私ども事務局を初め、関係団体におかれましても急ピッチで準備作業を進めている段階でございます。

さて、次年度以降について、これでございますが、このような財源支援は今年度限りとして認識しておりますことから、当然火まつりを継続するための資金面について大きな課題が残っていることも事実であります。このような中、市内各団体が火まつり実行委員会とは別に、主に財政的支援を主として活動していただきます火まつり後援会の設立を検討いただいております、大変感謝するところでございますが、やは

り火まつりを今後ともども継続し、次世代の子供たちに引き継ぐためには、自主的に運営資金を確保しなければならないと考えているところでございます。こうしたことから財源確保とPRにつきまして、関係団体と協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、イ、赤平土産の開発プロジェクトの設置についてお答えいたします。さて、当市の現状ではそれぞれの商店の炭鉱あるいは火文字など赤平にちなんだお菓子やあめが長年代表的な当市のお土産ではないかと考えております。こうした中、食の関係ではございませんが、最近では産業、観光の位置づけとして当市の玄関口に全国的に有名な革製品の工房兼ショールーム、さらには体験工房も兼ね備えた企業の新社屋もオープンされました。このようにしにせの商店や最近できたところ、食だけではないさまざまなお土産もあるのではないかと考えている次第でございます。

さて、赤平土産の開発プロジェクトを設置し、赤平独自の土産づくりというご提案でございますが、議員が言われますように近隣各地を含め、道内ではご当地グルメはもとより、土産についてもさまざまな地域に密着した取り組みがされております。また、今後におきましては、このような取り組み事例を参考に赤平らしさを強調した土産の開発は、今後観光客を呼び込む手段として当市にとりましても大変重要だと認識しております。当市にも数多くさまざまな地域資源があると思われ、食あるいは製造品などを改めて見直すことも必要ではないかと感じているところでございます。こうしたことから、まず赤平の特産づくりのきっかけとして商業、農業、工業の方々と意見を交換する場を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、ウ、物づくりのまちとしての定着についてお答えいたします。議員が言われますように当市においては、産業構造の転換を図るため地場産業の育成を初め、企業誘致に力を入れてきたところ

であり、工業都市として地域経済の活性化を図ってきたところでございます。こうした中、本市には技術力が高い製品はもとより、各種機器の部品などを製造している企業が数多く立地されておりますことから、物づくりのまちということで、本市の代名詞と言っても過言ではありません。

まず、市民の認識についてですが、かばんやバッグなど完成品を製造しております企業などについては、長年にわたり操業いたしておりますことから、認識は高いと思います。一方、近年に立地された企業や部品など半製品、特に特殊な部品になりますと、企業名はもとより、どのようなものを製造しているかなかなか周知されていないこともあると思います。こうした企業も含め、広く市民に周知する方法といたしまして、議員のご提案の広報紙については、全戸配布されていますことから、大いに活用すべきと考えております。紙面等の調整もありますが、掲載について検討してまいりたいと考えております。また、企業だけでなく、すぐれた技術を持っている方もおりますことから、人物も含め、ほかに誇れる物づくりのまちとして大いにPRしていきたいと考えておりますので、商工会議所、産企協赤平支部など関係団体と連携を図りながら、発信の方法も含め、検討してまいりたいと考えております。

次のご提案の件ですけれども、新規立地企業はもとより既存企業の新たな設備などに対する固定資産税の減免など赤平市企業振興促進条例、また昨年創設いたしました赤平市新産業創造等助成事業などがございまして、新たな取り組みに対しましては積極的に支援してまいりたいと思います。

また、赤平独自のマイスター制度についてですが、本市といたしましても今後の物づくりにはやはり人材育成は大変重要なことと認識しており、まずは企業と市の連携のあり方について協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜るようお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱2、まちづくりについて、①、若者が住みやすい環境づくりについて、ア、若者に対する住環境の整備についてお答えさせていただきます。

地元企業への就職等による新卒者を含めた若者などが移住、定住していただくための要件として、居住環境の整備が必要であることは十分認識しております。現在本市の公的住宅整備方針である赤平市公営住宅ストック総合活用計画により市営住宅の建替事業を計画的に進めているところですが、公営住宅への若年層家族や他市町からの優先入居などは現行の公営住宅法上からできないこととなっております。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し、供給されるものであり、制度の趣旨、目的に沿った入居基準等が公営住宅法等において厳格に定められており、これに基づき、制定されております市営住宅条例を変更することもできない状況でございます。一方で本市のような地方においては、民間賃貸住宅が不足しており、中堅所得者層においても公営住宅への依存率が非常に高い状況にもあります。また、このことは若年層におけるU、J、Iターン等の受け入れなど、地域活性化を積極的に行えない要因にもなっております。

しかし、今後の施策として、公営住宅本来の役割である低所得者への安定的な住宅の供給は当然のこととし、現状の住宅需要にも適切に対応し、地域活性化につながる定住促進に寄与しなければならないものと考えております。平成21年4月に施行となる公営住宅法施行令等の一部改正により、入居収入基準において限度額が緩和される裁量世帯を市町村独自に地域事情等により勘案し、設定できることとなり、現行高齢者世帯や身体障害者世帯であったものを若年層世帯などにも適用することはできないか検討を進めております。また、公営住宅の本来の趣旨を著しく逸脱しない範囲内で、中堅所得者層の住宅が不足している場合に、既存の公営住宅を中堅所得者向けの特典公共賃貸住宅にみなす、みなし特典公共賃貸住宅制度の活用なども検討してまいりたいと

考えております。さらに、公営住宅法及び赤平市市営住宅条例の適用を受けない市営一般住宅を活用し、若年層世帯や中堅所得者向けに供給する方法についても、入居状況や整備に要する費用について財政状況を見ながら実施に向けて検討してまいります。

そのほかに民間の賃貸住宅情報につきましても、現在行っている市ホームページによる情報発信を継続してまいります。民間企業による賃貸住宅の建設に対する市有地の優遇措置等につきましては、定住促進には有効な方策の一つと考えられますが、不公平性や既存賃貸住宅に与える影響など課題もありますので、今後どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。若年層世帯の移住、定住の促進は、本市においても重要な課題でありますので、今後もどのような方策があるか検討を進めてまいりますので、ご理解いただきたく、お願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱3、学校教育について、①、学力の向上について、ア、家庭学習の強化推進についてお答え申し上げます。

子供たちの学力低下については、各種の調査によって既に明らかにされていることですが、とりわけ昨年の全国学力・学習状況調査によって、北海道の学力は議員ご指摘のとおり低いことが明らかになったところであります。本市にあっても国語、算数または数学という一部教科に限定されておりますが、基礎、基本になる知識、技能、さらに表現処理の力が不十分であることが判明しているところであります。また、学習状況調査においては、保護者、地域が安定しており、睡眠時間を含めて比較的規則正しい生活を送っている児童生徒の割合が高いものの、授業の内容がよくわかる比率が低く、家庭での予習や復習に要する時間が少ないことが課題として明らかになっております。

こうした実態を受けまして、市教育委員会としては、1つには基礎的、基本的な知識と技能、学び方の確実な定着と授業の改善を図ること、2つに望ま

しい学習習慣や家庭学習の定着を図ること、3つ目に教職員の授業改善や指導力を高めるための研修の充実に努めること、この3つなどを目標とする学習改善プランを作成し、これをもとに各学校においてはそれぞれの実態を踏まえて、学力向上に向けた取り組みを展開しているところであります。また、校長会、教頭会におきましても本年4月の定例会において、校長会、教頭会の定例会において、教育行政執行の重点として、学力向上に向けた具体的取り組みについて指示しているところでございます。

そこで、議員ご指摘の市全体での家庭学習強化に向けた何らかの取り組みについてのご提唱でありますけれども、学力向上に向けた取り組みはもちろんのこと、何よりも学校と家庭との日常的な連携が大切であり、日々の教育活動を通して信頼関係が確立されることとでございます。市教育委員会としては、校長会を初め、PTA連合会、職員団体等各種会合を通して常にお願いをしているところでありますけれども、家庭学習の習慣化に向けた各学校の取り組みについて改めて指導してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕それぞれのお考え、お答えをお聞きいたしました。

その中で大綱の1の歳入確保に対するアの祭りと観光資源の見直しについてのお考えについてなのですが、さらに実行委員長である市長にお考えをお伺いしたく思っております。ことしの第2回目の火まつり検討委員会が今月の初めに行われました。火まつりの開催日、時間が通年よりも遅く決定された形になっております。そして、最近では各団体、準備のおくれを回復するために、仕事が終わってからの夜に協議や準備活動に時間を費やしている日々だと伺っております。また、資金も減少傾向にあり、そして少子高齢化に伴い、現時点においても現実的には各団体、スタッフも手薄になっていると聞いてお



ります。祭り当日だけではなく、準備段階からも協力スタッフがさらに必要であるという現状と、そして祭り当日においては火を扱う事業であり、何らかの事故が発生した場合の責任を実行委員長としてどのようにお考えなのかお伺いをいたしたく思います。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 火まつりの件ですが、ご指摘のように準備がおくれていることは事実であります。それは、昨年来ご承知のように市の財政危機を受けまして、市の補助金が出せなくなると、こういうことから、昨年秋以降第37回、ことしですが、火まつりをどうするかということを長時間議論させていただきました。植村議員も一部参加をされておりますので、十分経過はご承知かと思いますが、問題はやはり資金であります。幾ら理想を言っても、いろんなアイデアを出しても、やはり最後行き着くところはお金の話になってしまいます。各団体集まって、これが現実でありまして、したがってこの資金をどう確保するかということが大きな課題でありまして、結果的には幾らお金が用意できるのだというところへいつてしまいましたので、なかなか議論が進まなかったということも現実でございます。

あわせて、事務局は市でありますので、泣き言を言うわけではございませんが、4月にらんフェスタ、これも市が事務局を負っております。そして、火まつりの事務局も市であります。限られた職員で2月ごろかららんフェスタの準備をし、そして7月の火まつりに向けての準備ですから、およそ想像いただけると思いますが、なかなか行政だけでは順調にいかないというのも現実でありまして、そういう面でもやはり火まつりというのは、かつては市民祭りと言われたぐらいに、まさに市民のお祭りですので、当然現状から私は事務局を市で負うというのは、これはいたし方ないことだなと。会議所であっても、恐らく事務局は、今の体制であれば困難だと思います。こういう現実の中での火まつりの中ですら、ご指摘のことは私ども当然のことと受けとめておりますが、現実としてこういうふうにならざるを得な

かったということはひとつご理解をいただきたいと思えます。

財源については、先ほど担当課長からお答え申し上げましたように、ことしは団体さんのご支援をいただきまして、支援をいただくことになりました。しかし、これはあくまでもことしということでありまして、来年以降は何の保証もございませんので、そこで関係団体協議をし、市長が実行委員長をやっている立場から、市長が金集めするという事は、これは法律的に問題あるということで、それで別な組織をつくるかというのがそういうところから出てきた発想でありまして、来年以降どういう形でこの資金確保をし、お祭りを継続していくか。まさしく市民祭り、火まつりでありますので、多くの市民の皆さん方のご協力、ご理解をいただかなければできないというのも、これも現実の問題でありまして、やはりグッズ販売も確かにあると思えます。今も手ぬぐい等ありますが、それと観光協会がかつてテレホンカードをつくったり、資金集めということになります。しかしなかなかそれだけで200万、300万、400万という資金確保はできないということをご承知のとおりでありまして、しかし一方では小さいことであっても、そういう積み重ねをし、自分たちの力で火まつりをつくるという、こういう機運をいかに盛り上げるか、理解していただくかということが非常に大事でありまして、私はそういう面では今回の37回火まつりに当たってはゼロから議論して、本当に行政にお金がなくなったからお祭りができないということにならないように議論しようとしたのですが、正直言ってなかなか今言ったような時間的制約等もありまして、行政の一部おくれも率直に反省いたしますが、なかなかお金のめどがつかなくて、具体的議論に入れなかったということが現実でありまして、ことしはやはり少し早いうちから、火まつり終わったら、来年どうするかということに向けて、大いにひとつ多くの皆さん方の意見をいただきまして、議論していかなければならないと思えます。

何といたっても歴史のある火まつりでありまして、

各実施団体の皆さん方の、この汗によって積み重ねられた火まつりでありますので、私は火を消すことのないように、市民の皆さん方の力を大いにかりながら努力していくべきでないのかということで、少しことしは泥縄式の準備になったかと思いますが、そういう反省も含めまして、また第38回に向けて、ともにひとつ知恵を出したいものだなと思います。ぜひひとつご協力をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕 市長、ありがとうございました。財政が厳しい中、時間もない中、いろいろと日々ご努力されている部分、担当の方たちがご努力されている部分等私も理解することができました。今後とも火まつりが継続できるよう自分も赤平市民として頑張っ、その機運を赤平市全体で盛り上げていくお手伝いをさせていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、当市の自治経営の上では、顧客は赤平市民であります。今の赤平の顧客満足度は、どこまでのレベルに達しているでしょうか。国から定められる財政健全化法の4つの指標は、それには値しないと考えます。顧客の目線に立った自治サービス、事業の根本的なあり方をいま一度見直し、ご確認していただき、さらなる市民と行政の連携、パートナーシップ強化についても力を注いでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序4、1、住宅環境について、2、市立赤平総合病院の療養環境について、議席番号7番、太田常美君。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。

大綱1、住宅の環境について、①、ふろのない茂尻地区公営住宅入居者の対策について。昨年も同じような質問をさせていただきましたが、その後赤平市も突然の財政破綻問題で全国的に大きく揺れ動き、その中でこのような質問をするのはまことに不謹慎ではあると思いますが、あえて質問をさせていただ

きます。茂尻、春日町、新春日町と、そのほかふろのない公営住宅入居者のことですが、非常に高齢化してきておりまして、1週間に何回かのバスの送迎のときも、特に冬は足元も危なく、一時は町内で共同浴場の建設を真剣に考えたこともあったようですが、場所や管理、そして燃料や維持のことを現実に目の当たりにしたところ、特に昨年からことしにかけての石油の値上がりなど、とても地域の住民では維持管理できるものではありません。また、市内の総合体育館内の浴場施設も昨年封鎖され、文京町の公衆浴場も経営者の健康上の都合により休業しており、この秋ころには完全に廃業すると言われております。受け入れ先の入浴施設がなくなってきている現状の中で、近い将来、2年後、3年後にでも、ぜひともこの地域にふろつきの住宅を建設していただきたい、これが今の茂尻地域の住民の声であり、心からの願いであります。茂尻、春日、新春日地区に住宅の建設があるかどうかについて、また建設計画があるならば、いつごろ建設を始める予定かお答えいただきたいと思います。

②、文京町、豊丘町、若木町のふろのない公営住宅入居者の対策について。先ほどの質問の中でも触れましたが、昨年市の施設でもあります総合体育館の入浴施設の閉鎖、それから文京町のゆたか湯、これは個人経営であります。健康上の都合により今年9月で廃業することが決まっております。この地域に公衆浴場がなくなる、このことで地域住民が非常に困る。遅かれ早かれその地域の人たちが市に対して何らかの方法を求めてくるものと思いますが、何かよい考えがあればお聞かせください。

大綱2、市立赤平総合病院の療養環境についてです。市立赤平総合病院の入院患者用のトイレとふろの新設について。今まで何度か先輩議員の皆さんから質問があったこととは思いますが、さらに昨年からことしにかけて市立病院に入院された患者さんより、病棟のトイレを何とかしてほしい、入り口は男女別々でも中に入ると同じ、プライバシーも何もないとの苦情がありました。私も現場へ行き、確認し

たところ、まさにそのとおりでありました。体の大きい私もトイレの仕切りの間隔が狭く、窮屈な思いを受けました。しかし、各階も同じつくりで、患者の皆さんにはゆっくり安心して用を足せる空間ではないとの感を抱きました。しかし、赤平市の財政状況、そして市立病院の決算状況を考えたとき、とても質問しづらい問題ですが、市立病院を利用する市民や入院患者の意見の多くは、心安らぐ空間、そしてその場所の一つとしてトイレとふろが挙げられています。今の状態でのトイレやふろの改修は、現実を考えてみれば、配管やその他の設備にしても資金的にかなり無理があるとは思いますが、1階に透析室を増築したように将来市立病院が改築も何もできないのであれば、これからは入院透析やその他の入院患者のためにも現段階で最良の方法で計画を立て、それらをこの数年間で赤字解消のために努力し、その結果としてトイレやふろの問題に取り組めるのはいつごろになるのかお聞かせください。

②、市立赤平総合病院の医師住宅について。なぜ今この時期に医師住宅なのだと思いますか、また市民の方もいるのではないかと思います、あえてこのような質問をさせていただきます。過日東京にいる私の友人に関東周辺の市町村クラスの病院、個人病院も含めて新規開業した病院などを調べてもらったところ、特にこのたび静岡のある病院が開業するに当たり、医師の給料を年間3,000万と予算を立て、病院を立ち上げたそうですが、時既に遅しで、今や医師の年間所得は医師免許を持っているだけで最低でも年間5,000万以上保障しなければ確保できない。そんな厳しい状況の中で急遽医師1人当たり5,000万以上の予算を組み、ようやく開業できたと、そういう話を聞かされました。改めて医師確保の難しさを実感いたしました。

さて、医師住宅についてであります、建築後30年以上経過する木造2階建て住宅があるなど非常に老朽化し、傷みが激しく、ネズミや虫などが家の中に侵入し、生活しづらく、また断熱も不十分で冬はとて寒く、雨の降ったときや雪解けの時期は家の

前から病院に行くまでの間道路は水たまりのため靴やズボンのすそがぬれて泥だらけ、夜救急患者の診察のために駆けつけるときは全く悲惨なものです。実際にそこで生活した者でないとわからない、最悪の住環境であると思います。給料も安い、住環境も悪い、そのような環境の中で市立病院の医師は院長先生を初め、だれも文句を言わず、赤字解消のために、夜勤のときなどは院長先生みずから30時間以上の勤務をこなし、そのまま通常勤務につき、外来患者や入院患者の診察をしている。本当に体を壊さないかと思うほど精いっぱい頑張ってくれております。これは、地域医療を守る市立病院の役割を果たしていくため、また医師確保のためにも、これは必要最小限の、最大の課題であります。同じ敷地内に1棟4戸の2階建ての住宅もありますが、これもやはり内部の改修が必要な時期に来ているのではないかと思います。また、ある程度医師住宅を集約することにより不要な住宅や土地が発生してくるものと思いますが、現住宅は立地条件も非常によいところに建っておりますことから、それにつきましては有効にその土地を使っていけるのではないかと考えています。そういうことで有効にその土地を使っていくことを図っていく問題もあわせて、何かお考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱1、住宅環境について、①、ふろのない茂尻地区公営住宅入居者の対策についてお答えさせていただきます。

茂尻地区における市営住宅につきましては、春日団地など浴室のない住宅が160戸ほどあり、そのうち85戸に入居されている状況でございます。現在の対応としましては、町内会とも協議の上、臨時バスによる住友共同浴場への運行を週2日、1日2便、計週4回行っておりますが、対象となる皆様にはご不便をおかけしております。茂尻地区の建替計画につきましては、浴室やトイレなどの未整備な団地の解消や住宅の集約と戸数の縮減を行い、良好な居住

環境整備と効率的な管理を図るため重要な事業と認識をしており、当初の計画では平成20年度より建設に着手する計画でありましたが、近年の厳しい財政事情により見直しを行い、現在の財政健全化計画においては平成23年度からの建設予定を目指しておりますので、ご理解いただきたく、お願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 続きまして、②、文京町、豊丘町、若木町のふろのない公営住宅入居者の対策について答弁させていただきます。

公衆浴場などの入浴施設は、住環境の変化や経営難を理由に全国的に減少してきており、当市におきましても近年茂尻地区の赤平温泉、豊里地区共同浴場、昨年はふれあいホール浴場が相次いで廃業、廃止に至ったところであります。さらに、本年9月末をもちまして、文教地区にありますゆたか湯さんも廃業の意思を固めたとの報告を受けたところであります。このことから行政といたしまして一番の心配事は、利用者の今後の状況であります。茂尻地区を例にとりますと、民間の公衆浴場が廃業された後に地域や町内会より、利用者はお年寄りが多いためおふろ対策を考えてほしいとの要望がありました。これを受けまして、町内会との話し合いを進め、市は入浴のためのバス運行を行うことでサービスの向上に努めているところであります。

一方、文京、豊丘、若木地区の状況ではありますが、現在おふろのない公営住宅棟は約100戸ほどであります。これに対しまして、ゆたか湯さんの利用者は1日10人程度であることから、利用率は低いとの見方ができます。また、現時点では利用者の年齢や世帯構成などの実態につきましては把握はしておりません。ご質問にありました市は何か対策を考えているのかということですが、現在具体的な対策は特に考えておりません。今後地域の利用者や町内会などからの要望等がありましたら、その要望内容等を十分検討し、一定のおふろ対策ができるよう前向きに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 大綱2、市立赤平総合病院の療養環境について、①、入院患者用のトイレとふろの新設についてお答えいたします。現在市立病院におきましては、市と一丸となって多額の不良債務を解消し、財政再生団体回避の取り組みが最重要課題と考えております。したがって、平成20年度は収益の確保とともに支出の削減を求められていることから、病院施設の早期新設、大規模改修は困難な状況にあります。しかしながら、病棟のトイレとふろの老朽化、利便性の悪さは十分認識しておりますことから、今後もでき得る限り入院患者の療養環境整備には努めてまいります。また、議員ご質問にございました改修の時期でございますが、さきに述べましたとおり財政再生団体回避に向け、取り組むことが最重要課題と考えていることから、計画の進捗状況並びに今後の病院の方向性を十分踏まえた中で検討していかなければならない課題と認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、②、市立赤平総合病院の医師住宅についてお答えいたします。医師住宅につきましては、現在院長住宅1棟、4戸入り集合住宅2棟、一戸建て住宅10棟がありますが、老朽化が進み、住環境は劣悪な状況となってきております。医師等医療職確保対策の一環から緊急な住環境整備が必要との判断から、今回補正予算で提案させていただきます医師等住宅改修事業により空知産炭地域整備事業助成金を活用し、既存の集合住宅2棟の大規模な改修を行い、住環境の向上を図っていくものであります。さらには、空き家となっている他の一戸建て住宅につきましても、議員からご質問にもありましたとおり比較的利便性のよい場所にあることから、集約を図りながら地域振興を考慮した中で今後の活用方法等を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 太田常美君。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 ありがとうございます。

いました。

大綱2の病院関係についてでございますが、市のほうとしても今事務長のおっしゃった意見と全く同じ意見、同じ考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 同様の意見ということでございます。トイレの実態は、私自身も入院経験ありますので、議会でもたびたび承知をしております、もっともな指摘でございますが、しかし財政状況等今これからの病院をどうするかというちょうど検討中ですので、そういう状況を見ながらひとつ検討させていただきたいということで、同様の考えでございます。

住宅につきましては、追加議案となりますが、あす補正予算で2棟8戸の大規模改修の補正予算を差し当たり集合住宅2棟について年内に入居できるように進めたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 太田常美君。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 大綱1の②ですが、一応具体的に先ほども栗山課長から説明あったように前向きに対応を要望いたしまして、以上をもって質問を終わらせていただきます。

---

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時00分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)